

# 香川県ジュニアバスケットボール連盟規約

## 第一章 名称

第1条 この連盟は、香川県ジュニアバスケットボール連盟（以下「連盟」）という。

第2条 この連盟は、事務局を理事会の指定するところに置く。

## 第二章 組織

第3条 連盟は、県内に所属する中学生で編成されたチームで、本連盟の目的に賛同するものを持って組織する。

第4条 連盟は、以下の7支部から構成される。

高松支部…高松市，木田郡，香川郡	丸亀支部…丸亀市
小豆支部…小豆郡	仲善支部…仲多度郡，善通寺市
さ東支部…さぬき市，東かがわ市	三観支部…三豊市，観音寺市
綾坂支部…綾歌郡，坂出市	

## 第三章 目的

第5条 連盟は、香川県における中学生のバスケットボール競技の普及発展，ならびに技術の向上を図るとともに、心身の健全なる発達と社会性の育成を図ることを目的とする。

## 第四章 事業

第6条 連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 競技会の開催
- ② 講習会・研修会の開催
- ③ その他、目的達成のための事業

## 第五章 役員

第7条 連盟に、次の役員を置く。

会 長／1名	副 会 長／1名
理 事 長／1名	副 理 事 長／1名
理 事／各支部より2名程度(高松は4名程度)	
監 事／2名	顧 問／若干名
評 議 員／各チームから1名	

第8条 会長・副会長は、理事会の推薦によって就任する。

会長は、連盟を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

第9条 理事は、加入チームおよび理事会から推薦を受けた者の中から、評議員会で選任し、会長がこれを委嘱する。

理事は、理事会を構成し、第三章の目的を達成するための事業を承認または決定する。

第10条 理事長・副理事長は、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

理事長は、本連盟のすべての業務を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

理事長・副理事長は、事務局長を兼ねることができる。

- 第11条 監事は理事会が推薦し、評議員会において選任する。  
監事は、連盟の会計を監査し、毎年度末に評議員会に報告する。
- 第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第13条 連盟に、顧問を置くことができる。顧問は、会長の諮問に対して、会議に出席して意見を述べるができる。
- 第14条 連盟に、評議員会を置く。評議員は、登録チームより1名とする。

## 第六章 会議

- 第15条 連盟の会議は、理事会および評議員会とする。
- 第16条 理事会は、定例会と臨時会とし、会長または理事長が招集し、理事長が議長となる。定例会はジュニア大会および県新人大会の抽選会の日とする。
- 第17条 理事会は、次の事項を承認および決定する。  
①事業計画 ②予算・決算 ③役員選出 ④規約の改正  
⑤その他緊急重要事項
- 第18条 評議員会は、会長が毎年1回（4月）招集し、第17条の報告を受け、審議をし、承認をする。評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その出席議員の過半数をもって行う。可否同数の時は、議長の決するところとする。なお、委任状を提出すれば、出席したものとみなす。

## 第七章 登録

- 第19条 連盟の加盟チームは、毎競技年度の当初に本連盟および香川県バスケットボール協会に登録しなければならない。

## 第八章 会計

- 第20条 連盟の経費は、登録費・補助金・寄付金・その他の収入をもって、これに充てる。
- 第21条 連盟の加盟チームは、理事会で決定した登録費を、期限までに納入しなければならない。
- 第22条 連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第九章 補足

- 第23条 この規約の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定めることとする。
- 第24条 第19条の規定に違反したチームは、本連盟および香川県バスケットボール協会の主催する事業に参加できない。
- 第25条 この規約は、2007年5月7日より施行する。  
2014年4月14日 名称の「中学生」の部分を「ジュニア」に改める。

2018年4月24日 連盟総会にて、本連盟を解散する。これ以降は（一社）香川県バスケットボール協会U-15カテゴリー一部会に組織・資産を移管する。